

被災者の早期生活再建を支援  
尾道市支え合いセンター開設

平成30年7月豪雨の被災者に対し、相談員が見守りや巡回相談などを実施する支え合いセンターを開設しました。

関係機関と連携を取りながら、早期の生活再建に向けて一体的に支援します。

名称 尾道市支え合いセンター

場所 門田町22番5号(総合福祉センター内)

開設日時 月～金曜 9:00～17:00(祝日を除く)

電話番号 0848-22-2113

※運営は、尾道市社会福祉協議会が行います。

☎社会福祉課(☎0848-38-9122)

平成30年7月豪雨に係る雑損控除等の  
事前相談会

住宅や家財などに損害を受けた人は、所得税・復興特別所得税の軽減・免除を受けられる場合があります。

■尾道税務署

☎11月26日(月)～30日(金) 9:00～12:00、13:00～16:00

■中庄公民館

☎12月3日(月)・4日(火) 9:30～12:00、13:00～16:00

■因島市民会館

☎12月5日(水)～7日(金) 9:30～12:00、13:00～16:00

※罹災証明書などの書類が必要です。詳しくはお問い合わせください。

※相談は時間がかかるため、長時間お待ちいただく場合があります。

☎尾道税務署(☎0848-22-2149)

市民税課(☎0848-38-9154)

因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)

平成30年7月豪雨災害により延長していた  
税の納期限が決定しました

■市税 ☎収納課(☎0848-38-9172)

☎尾道市や他の指定地域(岡山県倉敷市真備町を除く)に住所がある個人か、主たる事務所・事業所を有する法人等

■固定資産税・都市計画税、個人市民税

区分	2期		3期	
	延長前	延長後	延長前	延長後
固定資産税・都市計画税	7月31日(火)	11月30日(金)	10月1日(月)	11月30日(金)
個人市民税(普通徴収)	8月31日(金)	11月30日(金)	10月31日(水)	11月30日(金)

※個人市民税(給与からの特別徴収)の6～10月分の延長後の納期限は、11月30日(金)です。

■法人市民税、市たばこ税(手持品課税分)

7月5日(木)～11月29日(木)までに到来する申告・納付等の延長後の納期限等は、11月30日(金)です。

※11月30日(金)以降が納期限等の市税は、納期限等の変更はありません。

※口座振替の場合、11月30日(金)に口座からまとめて引き落としされます。

前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

※納付書は、延長前の納期限が印字されているものも、そのまま使用できます。

※災害被害を受け、納付が困難な人はご相談ください。

■県税 ☎広島県東部県税事務所(☎084-921-1311)

■個人事業税、不動産取得税以外 11月27日(火)

■個人事業税、不動産取得税 11月30日(金)

■国税 ☎尾道税務署(☎0848-22-2131)

■延長後の納期限 11月27日(火)

※振替納付日については、国税庁ホームページをご覧ください。



社会保険料(国民年金保険料)  
控除証明書は年末調整・確定  
申告まで大切に保管を

国民年金保険料は、所得税と住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。

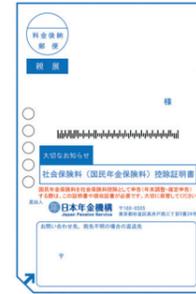
「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際に添付してください。

■対象・送付時期

・平成30年1月1日～10月1日の間に国民年金保険料を納付した人:11月上旬

・10月以降に今年初めて国民年金保険料を納付した人:平成31年2月上旬

☎ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004(ナビダイヤル))



e-Taxを利用する人は電子証明書の期限に注意してください

住民基本台帳カードの電子証明書は更新できません。平成31年(平成30年分)の確定申告をe-Taxで予定している人はご注意ください。



住民基本台帳カードに替わるカードはマイナンバーカードです。(申請から受け取りまで1カ月程度必要です。)

☎市民課(☎0848-38-9102)  
[e-Taxについて]  
尾道税務署(☎0848-22-2131)

『忘れてない? サイフにスマホに 火の確認』

11月9日(金)～15日(木)は、平成30年秋の火災予防週間です。

■「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」

— 3つの習慣・4つの対策 —

【3つの習慣】

- 寝たばこは、絶対やめる
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- 寝具・衣類・カーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

☎消防局予防課(☎0848-55-9123)

事業主(給与支払者)の皆さんへ 平成32(2020)年度から  
個人住民税が特別徴収(給与からの差し引き)になります

特別徴収とは?

事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、毎月従業員(納税義務者)に支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員に代わって、市へ納入する制度です。税額は市から通知されるので、事業主が計算することはありません。

特別徴収による納税手続きの流れ



◎毎月の給与の支給額が少ない人や、不定期支給・退職予定の人などは、普通徴収(従業員が自分で納付)が認められる場合があります。

制度の内容や手続きなどの詳細は ▶▶▶ [広島県 個人住民税特別徴収](#) [検索](#)

☎市民税課(☎0848-38-9152)